

## 2027 年国際園芸博覧会 茨城県屋外展示基本設計・実施設計等委託契約書（案）

2027 年国際園芸博覧会茨城県実行委員会（以下「甲」という。）と\*\*\*\*\*（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### （委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 茨城県屋外展示施設基本設計・実施設計等委託業務
- (2) 委託業務の内容 別添仕様書のとおり

### （委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務の実施にあたっては、仕様書に従って実施し、次条に規定する履行期間内に完了しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （委託業務の履行期間）

第 3 条 この契約の委託契約の履行期間は、契約締結の日から令和 8 年 10 月 30 日までとする。

### （委託費）

第 4 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金\*\*、\*\*\*, \*\*\*円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\*、\*\*\*, \*\*\*円）を乙に支払うものとする。

### （委託費の支払）

第 5 条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が終了し、第 9 条の規定による適合の通知をした後、乙からの適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、委託業務の円滑な実施のため必要があると認めるときは、委託費の出来高の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第 1 号）を甲に提出するものとする。

### （契約保証金）

第 6 条 乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を甲に納付するものとする。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除することができる。

2 契約保証金は、本契約に基づく委託業務の完了後、乙からの請求に基づき直ちに返還する。

(再委託の制限)

第7条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

3 乙は、再委託先の履行について甲に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(完了報告)

第8条 乙は、委託業務が終了したときは、委託仕様書に基づく成果品及び委託業務完了報告書(様式第2号)を、ただちに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を受けたときは、委託業務完了報告書に概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式)(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

第9条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 甲は、前項の検査の結果、合格と認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条、第7条及び第9条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止させることができる。この場合において、委託費、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、委託仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の報告等)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第 15 条 乙は、委託業務の実施に関して生じた損害（甲又は第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

(著作権)

第 16 条 乙がこの委託業務の実施により取得した著作権等一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、委託業務を実施するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 19 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(成果物の保証)

第 20 条 成果物引き渡し後、1 年以内に委託仕様書と異なる契約不適合が発見されたときは、甲及び乙は、その原因について協議を行う。

2 前項の協議の結果、当該個所が乙の責に帰すべき契約不適合と認定された場合には、乙は乙の負担にて補修を行うものとする。

(疑義の処理)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるもの

とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会 会長 岩下 泰善

乙 \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*

(別記)

## 特約事項

### 1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報および法人情報（以下、「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 個人情報等の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報等を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 個人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報等は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 4 個人情報等の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報等の複製若しくは送信又は個人情報等が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

### 5 個人情報等についての事故報告

個人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

### 6 返還義務

委託事務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会  
 会長 岩下 泰善 殿

所在地  
 名称  
 代表者氏名

## 概 算 払 請 求 書

2027年国際園芸博覧会茨城県屋外出展施設基本設計・実施設計等委託業務の委託料に係る概算払請求について、2027年国際園芸博覧会茨城県屋外出展施設基本設計・実施設計等委託契約書第5条第2項及び第3項の規定により、下記のとおり請求します。

### 記

1 概算請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 請求額の受領方法  口座振替

振 込 先 金 融 機 関		
振 替 口 座	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	

様式2（第8条関係）

令和 年 月 日

2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会  
会長 岩下 泰善 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

## 委託業務完了報告書

令和 年 月 日付けで締結した委託契約に基づく委託業務が完了したので、成果品を添えて報告いたします。